

平成23年度事業報告

当機構は、平成2年2月19日に設立され、翌平成3年12月から運用を開始し、以来、ネットワークの適正な管理運用を行っている。

平成23年度は、新潟・福島豪雨、台風12号、台風15号等により、大きな災害が発生したが、当機構は、これらに対し、地域衛星通信ネットワークのチャンネルを提供し、国及び地方公共団体と協力し、情報の迅速な収集伝達に取り組んだ。

また、平成23年3月11日の東日本大震災に際しては、震災直後から現地調査等を実施し、地域衛星通信ネットワークの災害時における利用状況の分析・把握及び耐災害性の確認等に努めてきたところである。

今後は、この結果を十分検討し、更なるシステムの向上に努める。

第1 地域衛星通信ネットワーク事業

平成23年度末現在、地域衛星通信ネットワークの地球局の数は市町村合併後の地球局の配置の見直し等により約3,900となっており、47都道府県全てと全国の市町村の約86%、消防本部の約65%をカバーし、映像の受発信やデータ通信、一斉指令などの機能を持つ世界にも類例のない衛星通信ネットワークとなっている。

平成15年4月からは、第二世代システムの運用を開始し、さらに平成18年4月からは地域衛星通信ネットワークの地球局免許人としてネットワークの管理運用と免許関係事務の一元的な処理を行っている。一方、都道府県の第二世代化システムについては、平成23年度末現在20都府県で運用されている。

また、平成19年度には、映像デジタル化により映像伝送の多チャンネル化の実現を図り、以後、映像発信事業の充実に努めている。

平成22年度からは、消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）に係る衛星通信の利用に際して、機構は、その支援を行っている。

1 ネットワークの円滑な運営

(1) ネットワークの安定的運用と一元的管理

地域衛星通信ネットワークの安定的な運用に努めるとともに、引き続き地球局免許人として、電波法令の遵守、電波法関連手続き（免許、各種申請・届、検査、電波利用料納付等）の効率化と全地球局の適正な管理に努め、地方公共団体における免許関係経費の節減を図った。

一般地球局で免許の有効期間が満了するものについては、関係機関と調整を図り、再免許を受けるとともに、全ての一般地球局の免許の有効期限を平成27年11月30日に統一した。

(2) 山口・美唄管制局の衛星通信設備等の更新

平成15年から運用している山口・美唄管制局の第二世代システムの衛星通信設備用サーバ等については、設置から8年を経過し、修理等が困難となりつつあることから、長期計画に基づき、平成23年度は、管制局設備監視制御装置、一斉指令装置等の更新を進めている。

(3) ネットワークセキュリティ対策の強化

山口及び美唄管制局設備に係るセキュリティの維持・管理及び対策強化に努めるとともに、第二世代システムを構築した21都府県に対して、セキュリティ診断システムによる定期診断を実施した。また、道府県が第二世代設備を整備する場合のセキュリティ対策に係る情報提供を行った。

(4) 第二世代システムの普及促進

今後、第二世代化を計画している団体に対して、情報の提供及び技術支援を行った。また、現時点において、第二世代化計画のない団体に対しても適宜情報の提供を行い、普及促進に努めた。

2 衛星通信サービスの推進

(1) 映像発信の充実、映像コンテンツの有効利用等

従来からの災害情報、地域情報の発信のみでなく、地方公共団体に有意義な全国知事会議、国の各種会議等の映像を積極的に配信するとともに、機構ホームページの自治チャンネル、消防チャンネルにおいても速やかにオンデマンド配信を実施するなど、映像コンテンツの有効活用・映像配信の充実に努めた。

平成23年3月11日の東日本大震災に際しては、機構は、被災地映像の送信を優先するため、映像を送信中であった地球局に対して停波を要請して、デジタル映像用のチャンネルを確保し、被災地からの映像の送信に備えた。その後、関係県庁局からの同地震に係るデジタル映像は、最大5つのチャンネルが同時に使用され、同年5月1日までの間に延べ999時間にわたり送信され、災害情報の伝達に活用された。

(2) 次世代ネットワークに関する調査・研究

地方公共団体の老朽化した第一世代システムの更新を促進するため、平成21年度に「簡易に構築可能なネットワーク構成と展開に関する調査研究会」を設置し、平成23年度は、平成22年度の事例調査、実証実験での実現可能性の検討を踏まえ、新システムを導入するための技術面、運用面の導入可能性の検討を行った。

第2 公的個人認証サービス事業

当機構は、平成15年11月に、総務大臣から電子署名に係る地方公共団体の認証業務（公的個人認証サービス）の指定認証機関として指定された。

その後、各都道府県知事の委任を受けつつ、システムの整備を終え、平成16年1月から公的個人認証サービス事業を開始した。

平成21年度にはシステム更改を行い、平成22年1月から新システムによる運用を開始した。

電子証明書の累計発行件数は、平成18年度末までの約2年間で24万件であったが、平成19年度税制改正において、所得税をe-Taxで申告を行った場合の税額控除制度が措置されたこと等から、同年度以降増加し、平成23年度末現在では210万件となっている。

機構としては、平成22年度に引き続き適正な認証事務等の執行に努めた。

1 都道府県認証局の運営

委任を受けている都道府県及び電子証明書の発行窓口である市区町村と連携し、電子証明書の発行及び失効、失効情報の作成及び提供等に係る認証事務を適切に実施した。

2 個人認証ブリッジ認証局の運営

公的個人認証サービス都道府県協議会からの委託を受け、都道府県認証局と相互認証する個人認証ブリッジ認証局を運営するとともに、政府認証基盤との相互認証を実施した。

3 署名検証者に対する失効情報等の提供

オンライン申請等を行う国・地方公共団体等の行政機関、認定認証事業者等の署名検証者等に対する失効情報等の提供を適切に実施するとともに、新たに署名検証者等となる機関に対しテスト環境等を提供した。

4 公的個人認証サービス共通基盤運用事業の実施

公的個人認証サービスの安定的運用を図るため、公的個人認証サービス都道府県協議会からの委託を受け、公的個人認証サービス共通基盤運用事業を実施した。

5 認証業務情報保護委員会の運営

認証業務情報の保護に関する事項の調査審議等を行うため、学識経験者からなる認証業務情報保護委員会を開催し、「公的個人認証サービスにおけるセキュリティ対策」等について報告し、了承された。

6 暗号アルゴリズムの危殆化に対する対応等

暗号アルゴリズムの危殆化に適切に対応するため、暗号移行計画を策定した。